

警察庁丁生企発第 750 号
令和 7 年 12 月 9 日

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長 殿
国土交通省不動産・建設経済局建設振興課長 殿
国土交通省大臣官房参事官（建設人材・資材） 殿

警察庁生活安全局生活安全企画課長

建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費の確保と
支払いの実効性の確保依頼について

平素より警察行政にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 12 月 2 日、中央建設業審議会において、改正後の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第 34 条第 2 項に基づく「労務費に関する基準」（以下「本基準」という。）が勧告されました。また、価格交渉時の適正な労務費（賃金の原資）の確保をより円滑に進める観点で、国土交通省において策定する本基準を踏まえた適正な労務費の具体的な数値（以下「基準値」という。）として、建設工事における交通誘導警備員の基準値が策定されました。

本基準については、適正な労務費が、公共工事・民間工事に関わらず、受発注者間、元請一下請間、下請間のすべての段階において確保され、技能者の賃金として支払われることを目的として作成されたところ、委託事業者等から委託を受けた中小受託事業者等間においても、建設工事における交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの実効性が確保されるために、当庁において、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）に基づく価格転嫁に必要な指導・助言を行うとともに、建設工事における交通誘導に従事した警備員への適正な賃金の支払い等について、警備業界に周知を図っていく予定にしております。

つきましては、貴省において、貴省所管の建設業界団体等に対し、交通誘導警備員の適正な労務費（賃金の原資）の確保と支払いの徹底を周知していただき、建設業法の枠組みにおいても実効性を確保するとともに、適正取引等が推進されますようお願いいたします。

【本件担当】

警察庁生活安全局生活安全企画課警備業係
電話番号 03-3581-0141（3022）